



# 宮 崎 県 公 報

平成29年 6 月12日（月曜日） 第 2902 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 41,700 円

## 目 次

### 告 示

○生活保護法に基づく施術者の指定……………（福祉保健課） 1

### 公 告

○毒物劇物取扱者試験の実施……………（医療業務課） 1

○土地改良区の役員の就退任の届出（2件） ……（農村整備課） 1

○県営土地改良事業の工事の完了……………（ ” ） 2

○家畜人工授精講習会の開催……………（家畜防疫対策課） 2

○家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植講習会の開催……………（ ” ） 3

○入札公告（2件）…………… 3

### 公安委員会規則

○ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する宮崎県公安委員会の事務の宮崎県警察本部長等への委任に関する規則…………… 5

## 告 示

### 宮崎県告示第 363号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成29年 6 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
池田 登士秀 （テルマ鍼灸マッ サージ院）	東臼杵郡門川町大字川 内7665-22	平成29年 5 月17日

## 公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）第 8 条第 1 項第 3 号に規定する毒物劇物取扱者試験（一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験をいう。）を次のとおり実施する。

平成29年 6 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 試験の日時  
平成29年 8 月 8 日（火曜日）午前10時から正午まで
- 試験の場所  
宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1  
J A ・ A Z M ホール
- 受験願書の受付期間  
平成29年 6 月12日（月曜日）から 6 月23日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
ただし、郵送の場合は、6 月23日付けの消印のあるものまで有

効とする。（※郵送は県外在住の受験者に限る。）

### 4 受験願書の配布場所

県保健所

### 5 その他

詳細については、最寄りの県保健所又は宮崎県福祉保健部医療業務課業務対策室（電話0985（26）7060）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、都南土地改良区（都農町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年 6 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 孝 幸	都農町大字川北2145番地
理 事	河 野 通 廣	都農町大字川北1381番地
理 事	永 友 正 富	都農町大字川北3189番地
理 事	江 藤 安 弘	都農町大字川北2177番地 2
理 事	黒 木 直 実	都農町大字川北1694番地
理 事	坂 田 精 則	都農町大字川北 984番地12
理 事	猪 股 三 郎	都農町大字川北1750番地
理 事	河 野 文 昭	都農町大字川北 409番地 2
理 事	黒 木 忍	都農町大字川北1256番地 1
監 事	江 藤 美 智 也	都農町大字川北2178番地 1

監 事	坂 田 幸 男	都農町大字川北 994番地 8
監 事	黒 木 幸 榮	都農町大字川北1299番地

(任期：平成33年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 孝 幸	都農町大字川北2145番地
理 事	河 野 通 廣	都農町大字川北1381番地
理 事	永 友 正 富	都農町大字川北3189番地
理 事	江 藤 安 弘	都農町大字川北2177番地 2
理 事	黒 木 直 実	都農町大字川北1694番地
理 事	坂 田 精 則	都農町大字川北 984番地12
理 事	猪 股 三 郎	都農町大字川北1750番地
理 事	河 野 文 昭	都農町大字川北 409番地 2
理 事	黒 木 忍	都農町大字川北1256番地 1
監 事	江 藤 美智也	都農町大字川北2178番地 1
監 事	坂 田 幸 男	都農町大字川北 994番地 8
監 事	黒 木 幸 榮	都農町大字川北1299番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、小又川土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年 6 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 哲 士	西臼杵郡高千穂町大字上野4726番地
理 事	馬 原 豊 幸	西臼杵郡高千穂町大字上野4985番地
理 事	坂 本 文 雄	西臼杵郡高千穂町大字上野 242番地
理 事	松 川 智 年	西臼杵郡高千穂町大字上野5037番地

理 事	甲 斐 英 孝	西臼杵郡高千穂町大字上野4307番地
監 事	馬 原 信 泰	西臼杵郡高千穂町大字上野 277番地
監 事	佐 藤 和 幸	西臼杵郡高千穂町大字上野 279番地

(任期：平成33年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 捷 生	西臼杵郡高千穂町大字上野4728番地
理 事	馬 原 信 泰	西臼杵郡高千穂町大字上野 277番地
理 事	馬 原 豊 幸	西臼杵郡高千穂町大字上野4985番地
理 事	坂 本 文 雄	西臼杵郡高千穂町大字上野 242番地
理 事	松 川 智 年	西臼杵郡高千穂町大字上野5037番地
監 事	佐 藤 哲 士	西臼杵郡高千穂町大字上野4726番地
監 事	工 藤 秀 雄	西臼杵郡高千穂町大字上野4879番地

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成29年 6 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
奈 留	串間市	畑地帯総合整備事業	平成28年 9 月27日

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209号）第16条第 2 項に規定する平成29年度の家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成29年 6 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催期日

平成29年11月 8 日（水曜日）から12月14日（木曜日）まで

- 2 開催場所  
県立農業大学校 (児湯郡高鍋町大字持田字俵橋5733番地)
- 3 家畜の種類  
牛
- 4 受講申込手続  
(1) 受講願書の受付期間  
平成29年7月31日 (月曜日) から9月7日 (木曜日) まで  
(2) 受講願書の提出先  
最寄りの家畜保健衛生所  
(3) 受講願書の提出  
所定の受講願書に最近3か月以内に撮影した顔写真 (縦5センチメートル、横4センチメートル) 2枚を添付して提出すること。
- 5 受講手数料  
33,000円 (受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。)
- 6 その他  
(1) テキストは、一般社団法人日本家畜人工授精師協会 (東京都江東区冬木11番17号 電話03-5621-2070) 発行の家畜人工授精講習会テキスト (家畜人工授精編) を使用するのであらかじめ準備すること。  
(2) この講習会に関する問い合わせは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産新生推進局家畜防疫対策課 (電話0985-85-26-7139) にすること。

家畜改良増殖法 (昭和25年法律第 209号) 第16条第 2 項に規定する平成29年度の家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

平成29年6月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 開催期日  
(1) 前期  
平成29年9月13日 (水曜日) から10月18日 (水曜日) まで  
(2) 後期  
平成30年2月13日 (火曜日) から3月15日 (木曜日) まで
- 2 開催場所  
(1) 前期  
宮崎県畜産試験場 (西諸県郡高原町大字広原5066番地)  
(2) 後期  
県立農業大学校 (児湯郡高鍋町大字持田字俵橋5733番地) 及び宮崎県畜産試験場
- 3 家畜の種類  
牛
- 4 受講対象者  
(1) 前期  
県立農業大学校在学学生以外の者  
(2) 後期  
県立農業大学校在学学生
- 5 受講申込手続  
(1) 受講願書の受付期間  
ア 前期  
平成29年6月12日 (月曜日) から7月12日 (水曜日) まで  
イ 後期  
平成29年11月13日 (月曜日) から12月12日 (火曜日) まで  
(2) 受講願書の提出先

- 最寄りの家畜保健衛生所  
(3) 受講願書の提出  
所定の受講願書に最近3か月以内に撮影した顔写真 (縦5センチメートル、横4センチメートル) 2枚を添付して提出すること。
- 6 受講手数料  
35,000円 (受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。)
- 7 その他  
(1) テキストは、一般社団法人日本家畜人工授精師協会 (東京都江東区冬木11番17号 電話03-5621-2070) 発行の家畜人工授精講習会テキスト (家畜体内受精卵・家畜体外受精卵移植編) を使用するのであらかじめ準備すること。  
(2) この講習会に関する問合せは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産新生推進局家畜防疫対策課 (電話0985-26-7139) にすること。

#### 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成29年6月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項  
(1) 委託業務の名称 自動車保有OSSシステム構築の委託  
(2) 委託業務の特質等 仕様書による  
(3) 委託期間 契約締結の日から平成30年3月31日まで  
(4) 履行場所 仕様書による  
(5) 入札方法 本件委託業務について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格要件  
この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。  
(1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱 (昭和46年宮崎県告示第93号) に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。  
(2) 仕様書に定める委託業務を確実に履行できる者であること。  
(3) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。  
(4) 会社更生法 (平成14年法律第 154号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第 225号) に基づく再生手続開始の申立て (以下これらを「申立て」という。) がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。  
(5) 経営者等 (法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営

業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。))又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。))若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる者でないこと。

### 3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届を平成29年7月21日(金)午後5時までに下記10の場所に提出(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)しなければならない。

また、当該書類を郵送(郵便にあっては、書留郵便に限る。)で提出する場合は、平成29年7月21日(金)午後5時までに必着とする。ただし、参加申請後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)すること。

なお、同種同規模のシステムにおける5年以内の構築実績を有しているか、要求所属の宮崎県警察本部交通部交通規制課に構築実績の証明書を提出して承認を得ること。承認の方法については、要求所属の担当者が容易に構築実績の確認ができる資料(契約書の写し等)をあらかじめ用意し、担当者の可否の判定及び押印を求め、入札参加届に添えて提出すること。

また、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

### 4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 日時 平成29年6月12日(月)から平成29年7月24日(月)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

### 5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 日時 平成29年6月12日(月)から平成29年7月21日(金)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

### 6 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室
- (2) 日時 平成29年7月25日(火)午前11時00分

### 7 入札保証金

宮崎県財務規則第100条の規定による。

### 8 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

### 9 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

### 10 契約に関する事務を担当する部署

宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号  
郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110

### 11 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 12 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

### 13 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Commission of the One Stop Service System Construction related to Automobile Ownership
- (2) Time limit for tender 5:00 p.m. 21 July, 2017
- (3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

### 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成29年6月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 初動捜査支援システム 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による
- (3) 契約期間 平成30年3月1日から平成35年2月28日まで

- (4) 納入場所 仕様書による

- (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料(保守料を含む。)の一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

### 3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。



- (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にとっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)~(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸し付けることが可能であることを証明した者であること。
- (6) 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされてない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。
- 4 入札参加者に求められる義務  
入札に参加しようとする者は、入札参加届を平成29年7月21日（金）午後5時までに下記11の場所に提出（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）しなければならない。また、当該書類を郵送（郵便にあっては、書留郵便に限る。）で提出する場合は、平成29年7月21日（金）午後5時までに必着とする。ただし、参加申請後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）すること。
- 5 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成29年6月12日（月）から平成29年7月24日（月）まで
- (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 6 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成29年6月12日（月）から平成29年7月21日（金）まで
- (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 7 入札及び開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室
- (2) 日時 平成29年7月25日（火）午後2時30分
- (3) 提出方法 上記日時に持参により提出すること。送付その他の手段による提出は受け付けない。
- 8 入札保証金  
宮崎県財務規則第100条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項  
宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法  
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部署  
宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号  
郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110
- 12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Lease of the Initial Investigation Support System and the Maintenance, 1 sets
- (2) Time limit for tender 5:00 p.m. 21 July, 2017
- (3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

## 公安委員会規則

ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する宮崎県公安委員会の事務の宮崎県警察本部長等への委任に関する規則をここに公布する。

平成29年6月12日

宮崎県公安委員会委員長 藤田 紀子

### 宮崎県公安委員会規則第7号

ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する宮崎県公安委員会の事務の宮崎県警察本部長等への委任に関する規則（趣旨）

第1条 この規則は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、宮崎県公安委員会の事務の委任に関し、必要な事項を定めるものとする。

（宮崎県警察本部長への事務の委任）

第2条 次に掲げる事務は、宮崎県警察本部長に委任する。

- (1) 法第 5 条第 1 項の規定による命令
- (2) 前号の命令をしようとする場合の聴聞
- (3) 法第 5 条第 3 項前段の規定による命令
- (4) 前号の命令に係る法第 5 条第 3 項後段に規定する意見の聴取
- (5) 第 1 号又は第 3 号の命令に係る法第 5 条第 6 項又は第 7 項の規定による通知
- (6) 法第 5 条第 9 項の規定による延長の処分
- (7) 前号の延長の処分をしようとする場合の聴聞
- (8) 第 6 号の延長の処分に係る法第 5 条第 10 項前段の規定により読み替えて準用する同条第 6 項又は第 7 項の規定による通知
- (9) 法第 13 条第 2 項の規定による報告徴収等  
(警察署長への事務の委任)

第 3 条 次に掲げる事務は、警察署長に委任する。

- (1) 法第 5 条第 3 項前段の規定による命令
- (2) 前号の命令に係る法第 5 条第 6 項又は第 7 項の規定による通知
- (3) 法第 13 条第 2 項の規定による報告徴収等（第 1 号に掲げる命令をするために必要があると認めるときに行うものに限る。）

附 則

この規則は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。